

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成25年8月9日

【事業年度】 第75期(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

【会社名】 森下仁丹株式会社

【英訳名】 MORISHITA JINTAN CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 駒村純一

【本店の所在の場所】 大阪市中央区玉造一丁目2番40号

【電話番号】 06(6761)1131(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員 武貞文隆

【最寄りの連絡場所】 大阪市中央区玉造一丁目2番40号

【電話番号】 06(6761)1131(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員 武貞文隆

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成24年6月28日に提出いたしました第75期(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況等

(1) コーポレート・ガバナンスの状況

社外取締役及び社外監査役

3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_を付して表示しております。

## 第一部【企業情報】

### 第4【提出会社の状況】

#### 6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

##### (1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

社外取締役及び社外監査役

(訂正前)

当社は社外取締役を選任しておりません。当社は、経営の意思決定機能と、執行役員による業務執行を管理監督する機能を持つ取締役に対し、監査役3名中の2名を社外監査役とすることで経営への監視機能を強化しております。コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の経営監視の機能が必要と考えており、当社とは人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係のない社外監査役2名による監査が実施されることにより、外部からの経営監視機能が十分に機能する体制が整っているため、現状の体制としております。

(訂正後)

当社は社外取締役を選任しておりません。当社の社外監査役は2名であります。

イ．社外監査役と当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係について

社外監査役の渡邊淑治氏及び澤田尙己氏は、いずれも当社との間に特別な利害関係はありません。上記社外監査役2名は、東京証券取引所に独立役員として届出しております。

ロ．社外監査役が企業統治において果たす機能及び役割

社外監査役は、専門的な見識を有した外部者としての立場で、取締役会への出席等を通じて取締役の職務執行の状況について監督し、経営監視の実効性を高め、当社の企業統治及び企業価値の向上に役割を果たしております。

ハ．社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針の内容

当社は社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、その選任に際しては、一般株主と利益相反が生じるおそれがないよう、東京証券取引所の独立性の基準等を参考にし、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外役員として職務を遂行できる十分な独立性を確保できることを個別に判断しております。

ニ．社外監査役の選任状況に関する当社の考え方

当社は監査役会を設置しております。監査役3名のうち2名が社外監査役であります。

社外監査役渡邊淑治氏は弁護士であり専門知識と企業活動に関する豊富な見識を有することから当社の適正な業務運営及び経営の監督・監査に十分な役割を果たしております。

社外監査役澤田尙己氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見と企業活動に関する豊富な見識を有することから、当社の適正な業務運営及び経営の監督・監査に十分な役割を果たしております。

社外監査役はそれぞれの専門分野からの意見を述べるなど、客観的に独立した立場から経営を監視する機能が十分に整っていると考えております。

ホ．社外監査役による監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外監査役は、客観的・中立的な見地から「内部監査及び監査役監査」に記載の通り、内部監査、会計監査と連携した監査役監査により経営監視が十分に機能していると判断しております。

また、会計監査人等とは適宜、討議や情報交換を行う等、連携強化に努めております。

へ．社外取締役を選任していない場合には、それに代わる社内体制及び当該社内体制を採用する理由

当社は社外取締役を選任しておりません。当社は、経営の意思決定機能と、取締役・執行役員による業務遂行を管理監督する機能を持つ取締役会に対し、監査役3名のうち2名を社外監査役とすることで経営への監視機能を強化しております。これによりコーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の経営監視機能が十分に機能しているため、現状の体制としております。